

藤枝市屋根の耐風診断事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市屋根の耐風診断事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 補助金交付の採択条件は、令和3年12月31日以前に建築された住宅の瓦屋根及び同日において工事中であった住宅の瓦屋根の診断とする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による藤枝市屋根の耐風診断事業費補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 現況写真
- (2) 事業に要する費用の見積書の写し
- (3) 付近見取図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図）
- (4) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (5) 住宅の屋根概要がわかる図面
- (6) かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士等であることを証する書面の写し
- (7) その他市長が必要を認める書類

2 要綱第7条第1項の規定による変更承認申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 変更内容がわかる書類

3 要綱第7条の規定による完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 診断の結果報告書の写し
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他市長が必要を認める書類

(完了検査)

第5条 要綱第7条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査報告書（様式1）に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式2）により通知する。

3 前条第2項第2号の規定による写真から施工個所及び完了を確認できた場合は、完了検査を省略できるものとする。

（補助金の取消し）

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年4月1日付け藤建第22号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

様

藤枝市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市屋根の耐風診断事業について、藤枝市屋根の耐風診断事業費補助金交付事務取扱要領第5条による検査の結果、下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市屋根の耐風診断事業費補助金交付事務取扱要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 不備の内容